

八世紀の国際情勢及び古代日本の对外措置からみる鞠智城の機能変遷過程に関する試論 —Ⅲ期・Ⅳ期八世紀第4四半期を中心にして—

新飼 早樹子

一、はじめに　—本稿における目的と問題点の所在—

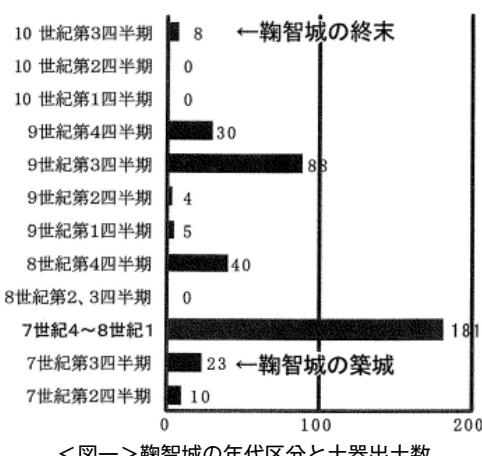
本稿の目的は、鞠智城Ⅲ期及びⅣ期八世紀第4四半期に焦点をあて(一)、八世紀初期に至り瀬戸内海沿岸の古代山城の多くが廃停するなかで鞠智城が長期経営された意義を闡明し、Ⅲ期とⅣ期の間で鞠智城に機能変化がみえる理由を国内事情と对外防衛という背景をもとに解明することを目的とする(二)。

この時期は考古学見地より、土器は見られないが礎石建物が出現する時期(Ⅲ期)と、直前の空白期とは異なり土器が一気に増加し礎石建物も大型化する(Ⅳ期八世紀第4四半期)という遺物・遺構共に変化が見られる時期であるとの報告がなされている。このような結果をもとに文献史学の分野においても、次期別に軍事的・財政的・行政的にわたる多様な機能を想定する必要が求められるとの指摘がなされている(佐藤二〇一〇、二〇一四)。しかしながら近年、鞠智城の兵站機能という側面からの指摘(五十嵐二〇一六)がなされており、これは、継続的な軍事側面の役割を評価したものとして示唆に富み、このように地理的問題より国内外における鞠智城の兵站機能的な役割を考慮する必要があると考える。また、本稿の時代設定となるⅢ期及びⅣ期の変遷期と符合する宝亀年間(七七〇)

七八二)は、東アジア諸国で権力構造・社会情勢的に大きな変化を迎えたひとつの画期となる時期である。

したがつて本稿では、①「北

路来朝」禁止措置と鞠智城・



分析することとする。また、八世紀は、他の古代山城が機能停止をする時期である。そのようななか、鞠智城については機能変遷を見せながらも山城の経営を維持し続けたことが明らかにされている。そのため他の山城とは異なり何故鞠智城が維持するに至つたのか、その理由を把握し、鞠智城の持続意義の解明と機能変化の

理解に努めることが重要であると考える。

このような点を考察するにあたり、考えられる問題点は以下の通りである。一点目に、宝亀年間初期から縁海警固命令が下される直

前まで、日本は渤海使節に「北路來朝」禁止を要求し、大宰府からの入港を強く要請していた。またこの縁海警固命令では、西海道を含む西側地域の警固が対象となつてゐる。このようななか鞠智城では、白村江敗戦後の対外防衛の役割を終えたあとの（三）九世紀にも兵庫の存在が確認できる。したがつて、警固命令と関連し考察した際、鞠智城の性格をどのように把握するべきかという疑問があげられる。

二点目に、宝亀年間になると史料上より、以前には見られない「流來」新羅人の登場と使節団の大規模化が確認できる。これにより大宰府では、より厳重な来航資格の審査が必要になつたと考えられる。そのような状況のなかで下されたのが宝亀十一年の縁海警固令であるとの意見が出されており、この警固令と新羅使節の来航状況は密接に連動するとの指摘（鄭二〇一五）もある。このような来航状況の変化と北部九州の防衛意識について合わせて考慮したとしても、鞠智城に兵站施設や軍事的側面としての役割はなく、八世紀以後のこの時期には対外防衛の存在意義が消失していたと言えるのかという疑問が挙がる。この時期の内容については史料上の制約があるものの、多角的な視点から考察を加えたいと考える。

近年の鞠智城研究は、発掘調査報告の蓄積を基に詳細な検討が可能となり、文献との相互的研究の進展が目覚ましい。しかしながら、転換期である鞠智城Ⅲ期とⅣ期八世紀第4四半期である宝亀年間に注目し、新羅の国内情勢および渤海の動きをふまえて日本の対新羅情勢・警固施策と鞠智城の関連について考察した研究は多くはない。もちろん朝鮮半島所在の古代山城との比較研究という観点から鞠智城の性格に迫った研究は見られるが（近藤二〇一七、山田

二〇一八）、文献史料の限界も相まってこの時期に焦点を絞り、朝鮮半島との関連で考察した鞠智城研究は十分ではないという現状がある。しかしながら、新羅の国内情勢と共に鞠智城について考察するならば、宝亀年間は新羅では中代から下代に移行する大きな政治的変革を伴つた画期を迎えた時代と合致し、非常に重要な時期である。そのため、これら宝亀年間の日本の対新羅政策および対外措置と国内の警固問題に関しては課題が多くあると考える。したがつて、このような時代に本来対外防衛の性格を有し造営された鞠智城で、様々な変化が見られる点は考察するに値するのではなかろうか。またⅣ期八世紀第4四半期の土器は、それ以前とは異なる土着の影響のもと作られた土師器が大部分を占めるとの指摘がなされており、これは外来の交易等の影響を受けない遺物であると考えられることから、日本国内とのかかわりで鞠智城との関連を積極的に考える必要がある。そのため本稿では、先学の成果を基に新羅国内事情と日本本の対新羅・渤海対策とその措置に注目し、歴史的特質と展開過程から鞠智城の長期経営意義と変遷、そして八世紀末の鞠智城の防衛意識について考えていきたい。

二、渤海・新羅人の来航増加の諸形態

それでは八世紀の国際情勢を確認する前に、元来鞠智城がいかなる目的意識をもつて築城されたのかについて把握しておきたい。まずは鞠智城の地理的条件であるが、鞠智城跡は、阿蘇北外輪山から有明海へと西流する菊池川の中流域、現在の山鹿市と菊池市の市境に位置する古代山城である。鞠智城はこのような地理的条件を有するため、鞠智城の役割の一つとして挙げられる「有明海の侵入敵の

確認と伝達」については疑問が呈されている。なぜならば、鞠智城は有明海を見通すことができず、最も近い女山城も見通せない位置にあるために、鞠智城がこのような役割を担つたとは考えにくく、それよりも熊本県南部あるいは中央部の有明海あるいは八代海から上陸し陸路で北上してくる敵を迎え撃つには格好の位置にあるため、防衛面ではそうした役割が主にあつたとの見解があり（矢野二〇一七）、これは鞠智城の対外防衛意識を考察するにあたり最初に確認しておくべき見解であろう。

それでは、鞠智城についての基本的な史料について確認しておきたい。鞠智城についての初見記事は、『続日本紀』文武天皇二年（六九八）五月条にみえる、大宰府によつて大野、基肄の二城とともに繕治されたという記事である。この記事は、鞠智城のいわば繕治記事にあたるもので、直接鞠智城の築城を示す記事ではない。しかしながら、七世紀後半に東アジアの情勢が緊迫するなか、鞠智城はそれに対応する形で築城されたものと考えられる。当該期、日本は白村江の敗戦により火急なる対外防衛整備の必要性が求められた時期であった。すなわち、鞠智城も他の古代山城と同様に⁽⁴⁾、外的防衛の意識をもつて築城された城であつたと考えられる。このように、築城当時の鞠智城は、その目的のひとつに對半島情勢に対する防衛意識があつたと考えられる。しかしながら、先行研究でもすでに言及されているように、次に再び鞠智城が対外防衛の觀点から注目されるようになるのは、九世紀に至つてのことである。九世紀に入ると、新羅海賊の来襲と関連して再び鞠智城の対外防衛要素が示唆される⁽⁵⁾。これは考古学見地においても変化がみられるとの報告がなされているため、留意が必要であろう。このように、鞠智

城の対外防衛意識や対外関係という側面に注視するならば、その活動は築城後すぐの七世紀末と対新羅海賊の活動が史料上から確認でき、それに対応したと考えられる九世紀の二つの時期ということとなる。すなわち、鞠智城の対外防衛意識という觀点から考察するのならば、八世紀中頃から末にかけての時期は、空白期であるということになる。もちろん、機能の実態においてはその性質上様々な役割について複合的かつ重層的に考察する必要があり、鞠智城の対外防衛目的が同じレベルで断続的に維持されたとは考えにくい。しかしながら、鞠智城が軍事的目的を完全に喪失したわけではないという見解も示されているため、これまであまり注目されてこなかつた八世紀鞠智城の対外意識の実態について考える必要があるのでなかろうか。そのためにもまずは大宰府とこの時期にとられた渤海使の北路禁断の問題について考えていきたい。

（一）「北路禁断」と大宰府

それではまず大宰府と北路禁断の問題を考える前に、前提条件として八世紀中葉から後半にかけての対外情勢について確認したい。八世紀中葉以降、新羅征討計画をはじめとして、日本の対新羅関係は悪化していくこととなる。この新羅征討計画の理解については、研究者により外交と内政との関係のどちらを重視して把握するかにより、その理解は異なるが（河内一九九五、趙二〇一五）、少なくとも当該期、史料上より新羅征討計画の動向が確認できるため、対羅関係は七世紀末とは異なる問題を背景として緊迫したものになつていたと考えられる。結局この征討計画は実施されることはなかつた。そのような中、対羅関係の次段階として留意すべきは、宝亀年

間からみえる日本の縁海警固問題である。この縁海警固については、軍事史の立場より研究の蓄積が多くみられる。具体的には、天平四年の節度使との関連において述べられる研究が多いという特徴がある。具体的には、権限の範囲、任務内容、所管国の問題などの研究であり、天平期に焦点をあてたものが多くみられる（北八四、下向井一九九二、中尾二〇一〇）。しかしながら、宝亀年間にも警固命令が下されており、それだけではなくこの時には渤海使に対しても大宰府の入港を強く要請するという記事が見られ、大宰府の比重が高くなる時期であるといえる。具体的に日本は、宝亀年間初期から縁海警固命令が下される直前である宝亀十一年（七八〇）まで渤海使節に対して「北路来朝」禁止を要求し、大宰府の入港を強く要請した。それを示す史料が以下の【史料二】および【史料二】である。

【史料二】『続日本紀』卷三、宝亀四年（七七三）六月戊辰（二十四日）条

戊辰。遣使宣告渤海使烏須弗曰、「太政官處分、前使壹萬福等所進表詞驕慢。故告知其状罷去已畢。而今能登國司言。「渤海國使烏須弗等所進表函、違例无礼」者。由是不召朝廷、返却本郷。但表函違例者、非使等之過也。涉海遠來、事須憐矜。仍賜祿并路糧放還。①又渤海使、取此道（ニ北路）來朝者、承前禁斷。②自今以後、宜依舊例、從筑紫道來朝。」

【史料二】『続日本紀』卷三四、宝亀八年（七七七）正月癸酉（二十日）条

癸酉、遣使問渤海使史都蒙等曰。「去寶龜四年、烏須弗歸本蕃日。太政官處分、「①渤海入朝使、自今以後、宜依古例向大宰府、不得取北路來。」而今違此約束、其事如何。」對曰、烏須弗來歸之日、實承此旨。由是、②都蒙等發自弊邑南海府吐号浦、西指對馬嶋竹室之津。」而海中遭風、著此禁境。失約之罪、更無所避。

【史料二】は、能登国に来着した渤海使の烏須弗に関する太政官處分の記事である。この渤海使は、日本の求める入京の条件を満たしていないと報告したため（「所進表函、違例无礼」）、入京は許されず、禄と帰路の糧を支給され帰国することとなつた。史料後半部より確認できるように、この時日本は、渤海に対して「旧例」にしたがつて大宰府方面を経由し入京するように求めている（【史料二】②）。そして、この記事では、烏須弗来朝以前に「此道」を経由して来朝することを禁斷したとの内容が読み取れる（【史料二】①）。史料にみえる「此道」は、「北路」を指すものであると解釈されているが、この北路が具体的にどこを示すかについては多くの見解が出されている^(六)。基本的に渤海使は、元来北陸や出羽を発着点としていた（古畠一九九四、二〇一七）。この記事ではつまり、能登を経由して来朝することはかつて禁止したのだから、今後は「旧例」である筑紫道から来朝することを求め伝達しているのである。

続いて考察すべきは、それから四年後みえる【史料二】の史料である。【史料二】は、渤海使の史都蒙に対する存問使の尋問記事である。史料によると、渤海使の史都蒙一行は、越前国江沼郡と加賀郡に来着して、加賀郡に安置される。この使節は、渤海国王后的喪の伝達と光仁天皇の即位祝いを目的として来朝した。しかしながら史料をみると渤海使の来着に対して朝廷は、前回北陸道経由の来朝を禁止して大宰府経由航路を取るように命じたのにも関わらず違反したとして咎めていることが確認できる（【史料二】①）。それに対して史都蒙は、南海府吐号浦から対馬を目指してきたが、航海中に風に遭い流れ、禁境の越前国に着岸したと述べている（【史料二】②）。結果的にこの渤海使は、入京を許されることとなるが、【史料

【二】この時も前回と同様に大宰府経由の来朝を要求する状況であつたが、現実的に渤海使が大宰府経由の経路を利用し来朝したという事実はない。したがつて、【史料二】および【史料二】から分かるように、この時期は七八〇年以後とは異なり現実受容・方針転換の段階というよりも、北路利用制限の段階である（鄭二〇一五）。

ではその後、経路変更等の改善がみられるのであろうか。それを示す史料が次の【史料三】である。

【史料三】『続日本紀』卷三五、宝亀十年（七七九）十一月乙亥（九日）条

乙亥 勅、檢校渤海人使。「押領高洋粥等、進表無礼。宜勿令進。又不就筑紫。巧言求便宜。加勘當勿令更然。」

【史料三】は、押領高洋粥ら渤海人と鉄利人に対して派遣された檢校渤海人使の勅に関する記事である。【史料三】にみえる押領高洋粥らは、軽微を理由に放還措置となり、出羽国に安置される。この宝亀十年という時期は、北路来朝禁止の通達後に該当するが、【史料三】下線部分より渤海が筑紫を通るルートを利用して入京していないことが確認でき、同時に非難されていることも確認できる。事実、【史料三】に見るようく、通達後も渤海は、筑紫ルートを利用せず来朝していたと思われる。これは、『続日本紀』卷三六宝亀十一年（七八〇）七月戊子（二六日）条にみる「今北陸道、亦供蕃客」という内容からも分かるように、渤海に対しては、やはり北陸道に来朝があることが想定されていたことが確認できる。このように、渤海が続けて筑紫ルートではなく北路を利用していたことに関する問題があると考へられる。しかしながら日本は、このように筑紫ルートを取つて来朝する現実がないのにも関わらず、筑紫ルートにて来

朝することを渤海に対し求めていた。ではなぜこの時期に日本は、北路来朝禁止の通達を出し、渤海に対し大宰府（筑紫）ルートを強要したのか。この問題においては、先学において多くの言及がなされている。具体的には、蝦夷への政策と渤海への中華意識の双方の理由により日本が下した判断であるとし、律令制による政策という見解を否定した見解（石井二〇〇一）、対渤海交易活動への統制および掌握という見解（浅香一九七八）この時期にも渤海使は安置されている事実があるから、蝦夷を回避したというよりも大宰府への入港を促すことに眼目があり、渤海に朝貢を要求するための建前、すなわち大宰府難波津経由に朝貢入京路としてのイデオロギー性格を付与する見解（赤羽目二〇一五）、出羽や北陸には外交使節を迎える体制が整わないので接客や入国管理ができる大宰府に誘導したという見解（鄭二〇一五）、または国内政治史との関連より、藤原式家の外交政策の一環として、軍事関係との緊密な関係を背景に式家体制が大宰府を重視した結果とみる見解（浜田二〇一七）が示されている。このように、大宰府入京ルートの要求については、渤海に対する建前上の問題と後述にて言及するが、新羅に対応すべき日本側の措置としての両方の現実的な問題があつたのではないかと思われる。

そのなかでも、鞠智城の問題を考える中で留意すべきが、日本が外交権の掌握・管理を目指した、いわば外交ルートの整備とそれに関わる軍事問題ではなかろうか。これは、鞠智城や北部九州の対外防衛の問題を考察する際、非常に重要であるといえる。なぜならば、このように大宰府において外国使節の管理を建前上であつたとしても一括しようと試みたと考えるならば、大宰府を含む九州の重要性

は高まつたと把握でき、大宰府に一度安置してから入京させるという中央集権的な入京管理を目指した外交権の掌握という点は見逃せない。また、大宰府と鞠智城の関係については、鞠智城の転換期を迎えるまでは、お互い連動するようにして変遷すると理解される。また、当初から鞠智城は防御重視の観点も含めて築城される。そのため、宝亀年間にみえるこのようない大宰府での変化と関連して考察する必要があるのではなかろうか。そのように考えるのならば、直接言及する文献史料はないもののやはり宝亀年間に大宰府または鞠智城においても対外意識の希薄化があつたとは考えにくいのではないかという点について強調しておきたい。

(二) 「流來」する新羅人

このような背景をもとに次に留意すべき変化が、宝亀年間を契機として頻発する新羅流民等の問題である。それでは具体的にこの時期にいかなる変化が生じるのか。宝亀年間に入ると、以前には見られない①「流來新羅人」の登場と②新羅・渤海使節団が大規模化の様相を見せるようになる。このように、宝亀年間には来日する新羅・渤海の人々の動きの増大がみえる。そのようななか、まず①の内容について検討するため確認すべき史料が【史料四】【史料五】であり、これは新羅人の来着とそれに対する対応に関する記事である。

【史料四】『続日本紀』卷三三宝亀五年(七七四)五月乙卯(十七日)条

乙卯。勅大宰府曰。比年新羅蕃人。頻有來著。尋其緣由。多非投化。忽被風漂。無由引還。爲我民。謂本主。何。自今以後。如此之色。宜皆放還。以示弘恕。如有船破及絕糧者。所司量事。令得歸計。

【史料五】『類聚三代格』卷八宝亀五年(七七四)五月十七日官符

太政官符

応大宰府放還流來新羅人事

右被内大臣宣侮、奉勅、如聞、新羅國人時有來着、或是歸化、或是流來。凡此流來非其本意。宜每到放還以彰弘恕。若駕船破損、亦無資糧者、量加修理、給根發遣。但歸化來者、依例申上。自此以後、立為恒例。

宝亀五年五月十七日

【史料四】は、宝亀五年五月の大宰府の勅にみる史料であるが、ここで「新羅蕃人」という表記がみえ、日本においては新羅を「蕃国」と位置づける意識が一層強まつていると理解でき、この表現にもあらわれている(三上〇七)。

また【史料五】は、当時の新羅人の来着に関して太政官が大宰府に勅した官符記事である。これによると、この頃来着して日本に留まる新羅人は、帰化ではなく漂着が多い、との内容がみられ、この【史料五】は、新羅人の「流來」という形態が確認できる史料となる。史料上にみえる日本の対応は、このようない新羅人に対するは、必要な船や食料を支給して帰国させるべきとしている。この「流來」は、史料上において新羅との関係のなかで新たに確認できる語句である。「流來」の解釈については、「流來」を本意ではない漂流民と理解する見解や(山内二〇〇三)、単なる漂流民とは言えない目的を持つて来日した新羅人と考えたうえで、船舶の修理、食料支給が必要ない人々の存在も確認できるとの見解がある(田中一九九七)。したがつて、史料上の「流來」という用語の解釈については、意見の一一致を見せていない。しかしながらこの新羅の「流來」という形

態は、それ以前には見られない新たな来航形態であることは確かである。また、【史料四】にみるように、ここでは当時新羅人の来着が頻繁にみられる点が言及されており、それに対応する日本側の措置のひとつとして【史料五】に見えるような現実的な対処の方法が示されたと考えられる。史料の制約により新羅人に対する事例を検討することはかなわないが、宝亀年間に新羅人の来着が恒常化し、日本側がその対策を示さなければならぬ状況であつたと言えよう。つまり、この時期の日本は、頻繁に来着する新羅人に対する一定の対策を施す必要に迫られており、それに対応する形で対外意識の高まりがあつたことは十分に考えられる。

このような状況を背景にもうひとつ考察しなければならないのは、流來してきた先である新羅の国内状況である。この時期に新羅から「流來」なる状況が生まれた意義を考えなければなるまい。したがつて次に当該期の新羅国内情勢はいかなるものであつたか確認しておきたい。宝亀年間は、新羅では惠恭王代に相当する時期である^(七)。この時期の新羅国内は、中代から下代への移行期と重なり時代的転換に伴う政権交代の一局面の時期に該当する。新羅下代の創始者たちは、「上古の復帰」を合言葉に貴族連合体制の復帰を目指し（李基白一九七四）、中代的なものに関しては否定的な政策を開いていた（全德在一九九七）。また、新羅ではこの時期、『三国志』『三国遺事』だけではなく『新唐書』からも頻発する反乱の様子を確認することができる^(八)。したがつてこの時期の新羅は、不安定な社会状況にあり^(九)、この点に関しては、すでに多くの先学により指摘されている（朴海鉉一〇〇三、김선숙一〇〇七）。このようにこの時期は、新羅が国内的に安定していたとは言えない時

期であつたということについては留意すべきである。

このような新羅の国内混乱期と流來新羅人の時期は一致する。以上のような新羅の国内状況を背景として考慮するのならば、史料にみられるように、単純に漂着した新羅人のみではなく何らかの目的を持ち活動していた新羅人もいることから、やはり流來する新羅人の母数が増加したことは否定できず、当該期日本は対外防衛という現実的な問題に直面していたと考える。

(三) 新羅使と渤海使の大規模化

では、このような「来航」という観点から考察する際に、もうひとつ忘れてはならない問題が、

新羅使と渤海使の大規模化である。八世紀中ごろ以降、新羅、

渤海とともにその使節団の規模は大きくなっていく。史料上にみえるこのような状況について整理したものが、次の△表一△である。

新羅	渤海
天平宝字4年(760)9月 閏3月	天平勝宝4年(752)9月
金泰廉ら700人余り	金体信ら211人
金初正ら187人、先導者39人	金才伯ら91人
金三玄ら235人	人數不明
宝亀10年(779)10月	宝亀5年(774)3月
神護景雲3年(769)11月	天平宝字8年(764)7月
人數不明 [新羅使終焉]	天平宝字7年(763)2月
延暦14年(795)11月	延暦5年(786)9月
呂定琳ら68人	宝亀10年(779)9月
李元泰ら65人	宝亀9年(778)9月
高洋弼ら359人	宝亀7年(776)12月
人數不明	宝亀4年(773)6月
史都蒙ら187人	宝亀2年(771)6月
烏須弗ら40人	夷万福ら325人

△表一△ 新羅使・渤海使の人数編成

△表一△は、『続日本紀』にみえる新羅使及び渤海使の記事を整理し表にあらわしたものである。これを見るに、八世紀中ごろ以降、史料上にあらわれる新羅使、渤海使の来航人数が増加する。前述において、宝亀年

間に来着する流來の新羅人の増加が見みられるという点を確認したが、^ヘ表一^ヘにみる渤海使の来航状況をみるとその数が宝亀年間に集中していることが分かる。宝亀年間の渤海使に関しては、渤海の対日外交が政治目的から経済目的へ変化した時期と位置付けられており(石井一〇〇一)、規模の変化とも無関係ではないと思われる。

このように日本は、宝亀年間において新羅に対しては不特定多数に来着する流來新羅人、渤海に対しては頻発する渤海使の来朝に伴う来朝経路の問題への対応に迫られたと思われる。このような対外情勢のなか、宝亀年間に大宰府及び九州の重要性は増したことと推察される。したがって、宝亀年間において日本は、流來新羅人という来航形態に対する措置のみではなく、渤海・新羅使節団の大規模化という双方の問題を背景に、来航する人々の増大への措置という現実的な問題があつた点は強調しておきたい。

三、日本の対外防衛措置

(一) 宝亀の縁海警固令

前章において様々な理由より宝亀年間には日本の縁海に来航する人々の増加がみられることを確認し、それにより大宰府周辺の重要性も上がつたという点を確認した。本章では、そのような事態に対する日本側の措置という側面から対外防衛と鞠智城の関係について考えていく。そこでまず注目すべきは、西海道の縁海警固問題である。具体的に史料から宝亀年間にみえる縁海警固命令に関する。宝亀年間における警固命令は、合わせて二度出される。詳しい内容については、それぞれ以下【史料六】【史料七】にて確認できる。

【史料六】は、宝亀年間警固命令一度目で、【史料七】は、宝亀年間二度目の警固命令史料である。

【史料六】『続日本紀』卷三六宝亀十一年(七八〇)七月丁丑(十五日)条(宝亀警固命令一度目)

丁丑。勅、安不忘危、古今通典。宜仰縁海諸國、勤令警固。其因幡、伯耆、出雲、石見、安芸、周防、長門等國、一依天平四年節度使從三位多治比真人縣守等時式、勤以警固焉。又大宰、宜依同年節度使從三位藤原朝臣宇合時式。

【史料七】『続日本紀』卷三六宝亀十一年(七八〇)七月戊子(二六日)条(宝亀警固命令二度目)

戊子、勅曰、筑紫大宰僻居西海、諸蕃朝貢、舟楫相望。由是、簡練士馬、精銳甲兵、以示威武、以備非常。今北陸道、亦供蕃客、所有軍兵、未曾教習、屬事徵發、全無堪用。安必思危、豈合如此。宜准大宰依式警虞。事須緣海村邑見賊來過者、當即差使、速申於國。國知賊船者、長官以下急向國衙、應事集議、令管内警虞且行且奏。〈其一〉。賊船卒來着我邊岸者、當界百姓、執隨身兵、并齎私糧走赴要處、致死相戰、必待救兵。勿作逗留令賊乘間。〈其二〉。軍所集處、預立標榜。宜量地勢、務得便宜。兵士已上及百姓便弓馬者、量程遠近、結隊分配。不得臨事彼此雜亂。〈其三〉。戰士已上明知賊來者、執隨身兵、兼佩鉄岱、發所在處、直赴本軍、各作軍名、排比隊伍、以靜待動、乘逸擊勞。〈其四〉。應機赴軍、國司已上皆乘私馬。若不足者、即以驛傳馬充之。〈其五〉。兵士白丁赴軍、及待進止。應給公糧者、計自起家五日乃給。其閑處者給米、要處者給糧。〈其六〉。

まず【史料六】によると、因幡、伯耆、出雲、石見、安芸、周防、

長門そして大宰（西海道）が警固の対象になつたことが確認できる。【史料六】の内容を考察するにあたり、合わせて確認すべき史料が天平四年（七三二）八月の東海・東山二道節度使（藤原房前）、山陰道節度使（多治比県守）、西海道節度使（藤原字合）が任命される記事である^(王)。この節度使は任務の終了に伴い、同六年（七三四）四月に停止されるが^(王)、山陰道節度使と西海道節度使の任務は、新羅を意識した防衛体制の整備であったことが明らかにされており、また、東海・東山二道節度使の任務は、西方で緊急事態が発生した際の支援体制を整備することが目的にあつたとの意見が示されている（五十嵐二〇一四）。天平四年（七三二）八月にみえる遣唐使及び節度使任命記事で、山陽道の節度使については一切言及がなされていない。いわば、それまでは山陽道の警固を専担する節度使は不在であり、【史料六】七八〇年の時点になつて初めて山陽道の国々に対して法的根拠があらわれたこととなる。つまり、これまでの対外防衛は、西海道が正面として認識されていたが、【史料六】を契機として山陰道も新たに組み込まれたことが重要であり、これは留意すべき点である（五十嵐二〇一四、鄭二〇一五）。

また、【史料七】は、どのように警固すべきなのか、その内容と規定を示した記事である。これは【史料六】の内容に付随される形で出されたものであると考えられるが、記事の中で六条の規定が挙げられている。史料上に見られる規定について簡単に説明すると、①賊船の来航時における縁海村の人々の報告の義務②賊船が着岸した場合における住民の対応に関する規定③軍隊の集合場所と編成方法の在り方④戦士以上の者の集合及び応戦方法についての規定⑤国司以上の者が戦闘に赴く場合の乗用馬の規定⑥兵士、白丁が戦闘に

赴く際の公糧支給の規定事項の六条である。この六条に關しては、【史料六】の「安不忘危、古今通典」や【史料七】の「安必思危、豈合如此」からもわかるように、平常時にこそ危機に備えなければいけないという事実を強調しており、言い換えれば、縁海諸国に嚴重な警戒態勢を維持させることによってトラブルを未然に防止しようとする強い意志が表明されたと理解できる（鄭二〇一五）。これは、宝龜年間の対外防衛意識を考える際に非常に重要な指摘である。なぜなら当該期大宰府では、前章の内容と合わせ、より嚴重な来航資格の審査という現実的な問題に対応する日本側の措置が必要になつてないと考えられるためである。そう考えるならば、このような状況のなかで下されたのが宝龜十一年の縁海警固命令であり、警固令と新羅使節の来航状況は密接に連動するとの指摘（鄭二〇一五）は見逃せない。やはりここでも、新羅の国内状況を鑑みるのであれば、日本は現実的な対応を迫られるほどの状況であつたと理解したい。

（二）四天王寺と鎮護國家

前節では、警固命令という観点から当該期の防衛意識について考えてみた。それでは、防衛意識という問題について別の角度からも考察を加えたい。したがつて本節では、大宰府の防衛という問題に焦点をあて、関連するその実態について考えてみたい。八世紀末の防衛という観点から考察する際、重要なのが大宰府四王寺の問題である。西海道においての四王寺創建は、史料より宝龜五年（七七四）を初端とする^(十二)。大宰府四王寺跡の調査報告によると、それまで全く遺物の散布が見られなかつた山頂近くの毘沙門（通称、鼓峰）の頂部周辺では八世紀後半頃の遺物が採取されており、この時期に

遺構の形成があつた可能性を示唆し（山村一九九八、一〇〇七）、これは文献の年季とも一致する。このような大宰府にみえる四天王寺は、新羅・新羅人との緊張関係を背景に鎮護国家を目的として創建されたと考えられている。大宰府の四天王法について詳しい記事が次の【史料八】である。

〔史料八〕『類聚三代格』寶龜五年（七七四）三月三日官符

太政官符

應奉造四天王寺捻像四躯事 〈各高六尺〉

右被內大臣從二位藤原朝臣宣傳、奉勅、如聞新羅兜醜不顧恩義、早懷毒心常為叩几咀、仏神難証慮或報應。宜令大宰府直新羅國高顯淨地奉造件像攘却其災。仍請淨行僧四口、各當像前、一事以上依最勝王經四天王護國品、日讀・經王、夜請神兄。但春秋二時別一七日、彌益精進依法修行。仍監已上「人專」當其事。其僧別法服、麻袈裟、蔭脊各一領、麻裳施綿袴各一腰、施綿襖子衫各一領、機菲各一兩、布施絕一疋、綿三屯、布二端、供養布施並用庫物及正稅。自今以後、永為恒例。

宝龟五年三月三日

【史料八】は、大宰府においての具体的な四天王法の内容について示した太政官の勅である。これによると大宰府の四王院は、新羅との敵対的関係を背景に国家鎮護を目的として設置されたとする。そして、そこで行われる四天王法の具体的な内容については、僧四人が、四天王の各像の前で『最勝王經』「四天王護国品」によつて、

星は経巻を読み
夜は神宮を詣す また 春秋の四天王修法にて
ては、行うべき事項であり、供養の布施は、大宰府の庫物ならびに
正税を用いるべきであるなどの規定が記され、それに対する数量も

示されている。この大宰府四天王寺（四王寺）は、大宰府政庁跡の背後に横たわる四天王山に位置している。大野城内の「高顯淨地」な場所として四天王山北西の最高所である鼓峯が選ばれ、そこに四天王寺が建立され、堂内には四天王像が安置された。また、大野城内には、北西の最高所に毘沙門天、東に持国天、南に增長天、南西に広目天の地名が残ることから、それぞれの峰に尊像が配され、当初から鼓峯の一所に四天王像が揃つて安置されていたと理解すべきである（九州歴史資料館二〇一五）。

また、【史料八】にみえる「懷毒心常為兄咀」【撰却其災】に関しては、新羅人からもたらされると考えられていた疫病を指すのではあるまいかとの指摘がなされている（三一上二一〇〇七）。これによる



＜図二＞大宰府四天王寺と出土遺物の位置

と宝亀年間でも特に四天王寺が創建された宝亀五年は（十三）、疫病に悩まされた年であったとの指摘がある（三上二〇〇七）。具体的には、大宰府に対しての直接の言及はなされていないが、『続日本紀』宝亀五年四月己卯（一一日）条にて、天下諸国で疾疫除災のために摩訶般若波羅密多經を念請せよとの勅がみえる。これは、大宰府の四天王院と時期を同じにするため、関連性が示唆される（三上二〇〇七）。

そしてこの四王院の存在であるが、そもそも新羅ではこれよりも早い七世紀の段階（十四）で四天王寺を造営し（十五）、四天王法を行つていたことが史料より確認できる。新羅の対外政策と四天王寺の造當については（十六）、『三国遺事』卷二、文虎王法敏条にて確認できる。

【史料九】『三国遺事』卷二、文虎王法敏条

（前略）時唐之游兵諸將兵有留鎮而將謀襲我者王覺之發兵之。明年高宗使召仁問等讓之曰、爾請我兵以滅麗害之何耶。乃下圓扉、鍊兵五十万以薛邦爲帥欲伐新羅。時義相師西學入唐來見仁問、仁問以事諭之。相乃東還上



<図三> 四天王寺と狼山（狼山の南が四天王寺址）

聞、王甚憚之、會群臣問防禦策。角干金天尊奏曰、近有明朗法師入龍宮傳秘法以來、請詔問之。朗奏曰、狼山之南有神遊林、創四天王寺於其地、開設道場則可矣。時有貞州使走報曰、唐兵無數至我境迴漿海上。王召明朗曰、事已逼至如何。朗曰、以彩帛假構宜矣、乃以彩帛營寺、草構五方神像、以瑜珈明僧十二貞明朗爲上首、作文豆婁秘密之法、時唐羅兵未交接風濤怒起、唐船皆沒於水。後改勅寺名四天王寺、至今不墜壇席。

【史料九】にみえる説話には、架空の名前や誇張された唐軍の数など考慮しなければならない部分はある。しかしながら、このような説話が誕生した背景としては、当時新羅人が文豆婁法を示して建立した四天王寺により唐軍が敗北したということを強調した記事である点が確認できる。つまりこのような内容から、当時四天王寺は、新羅人たちにとつて羅唐戦争の勝利を引き寄せた最高の精神的な帰依処として機能したことは明らかである（尹善泰二〇一五）。つまり、この新羅の四天王法は、このような観点からみても極めて反唐的性格を有したものであつたと考えられる。言い換えるならば、このようないな四天王寺を建立した目的に、唐の侵入を仏曆（佛力）によつて倒すために建立したという背景があり、文武王の意図が当時の新羅人たちに効果的に浸透したと考えられる（尹善泰二〇一五）。

そしてこの「四天王護国品」とは、「隣国怨敵」が四兵を具し境界を侵犯して、諸所の災変または疫病が発生しようとするとき、經典の力で未然に防ぐことを目的としたものである。したがつて、大宰府に建立された四天王寺においても、四天王が国土の東西南北を護持する神であるとする『金光明最勝王經』の考え方に基づくものである（三上二〇一七）。このような理解は、新羅の四天王寺も『金

光明經』の「四天王護国品」を基礎としており共通するものである。

近年新羅の四天王像と新羅の護国信仰については、王京の東西南北に位置する王室関係の成典寺院と「四天王像」には関連があるという新たな共通点が示された（『임영애二〇一』）。つまり、このようない新羅の四天王像は、四天王寺に由來したことを初端として本格的に王京の四方に位置する成典寺院に配置されたとする。そしてこれは、王京だけではなく新羅全域を守る役割を果たすものであつたと把握しており（『임영애二〇一』）、興味深い見解である。

また新羅王京における四天王寺の位置付けについては、『三国史記』職官志によると、四天王寺は職官志の配列または官府の官職名稱等から七つの成典のなかで一番優位に表記がなされており、これは四天王寺が中代に國家から一番良い待遇を受けた公寺であつたことを示すものであるとの見解が示されている（『金在庚一九九二』）。このようない点より四天王寺を重視して新羅中代には、国統も四天王寺に居住するとみる見解もある（『李泳鎬一九八三』）。

このように、新羅においては対外的には唐を、日本の場合は新羅を意識しつつも、その範囲においては新羅、日本どちらにおいても四方を意識し守備するという護国信仰の在り方がみてとれる。したがつて、大宰府の四天王寺造営を東アジア的観点から考えるならば、新羅と同様に対自的性を持っていた可能性が高い。このような新羅と日本の四天王寺を背景とする護国信仰と防衛意識の関連については、詳細な比較検討が多くはないためにその実態については今後の課題としたいが、ここでは、宝龜年間の大宰府では、四天王寺の創建を背景として鎮護国家を目的とした護国信仰による対外防衛の氣運が高まつていたことは間違いないと思われる。

（三）怡土城の防衛対象と肥前

以上のように、本稿で設定した時期においては相対的に対外防衛の意識は高まつていると考えられることからも、やはり当該期の鞠智城の防衛問題に関しては見逃すことはできない。一般的に八世紀の対外防衛は、古代山城との関係が希薄化し、沿岸部に重点を置いた体制に移行したといわれている。しかしながら、沿岸部を突破された場合に廃城となつた古代山城を活用した可能性はあり、このようない状況下においては、鞠智城も利用されたと考へるべきであるとの見解が示されており（『五十嵐二〇一五』）、この点に関しては更なる考察が求められるが、注目すべき論考であると考える。そこで本稿では最後に、そのような見解を背景として鞠智城と八世紀の対外防衛意識と古代山城の結節点としての怡土城に範囲を広げ考察を終えたい。怡土城を考察する理由としては、古代山城の活用という観点で考察するにあたり、八世紀中葉に國際関係の変化の中で沿岸部に築城されたと考えられる怡土城の存在は見逃せないためである。怡土城の築城は、七世紀末の築城ではなく、八世紀中葉である。怡土城は一般的に、新羅征討計画の立案に伴い、その対応の一環として福岡県糸島市に七五六年から七六八年の期間で築城されたと考えられる（『十七』）。また、史料上で怡土城の築城を担当したとされる吉備真備と佐伯今毛人は、共通して肥前守に任じられ、この背景には日本と新羅との関係悪化に伴う肥前地方の特別な事情が潜んでいたとの指摘がある（『向井二〇一七、瓜生二〇一八』）。特に怡土城に関しては、対外防衛意識のみを目的にしたものではなく、肥前国を特別に意識したものであつたとの指摘がなされている（『長一九八六』）。



<図四> 怡土城の位置と周辺遺跡

ではさらに論考を進めこの肥前という場所を、対外防衛という側面で把握しようとする場合どのように考えればよいのであろうか。

肥前国特に値嘉島や松浦郡という場所は、九世紀以降の史料にも新羅海賊の来襲地として対外関係とのなかで確認できる（^{十八}）。この史料は、貞觀年間に新羅と日本の関係が悪化して、さかんに新羅海賊が来襲することから肥前国松浦庇羅と値嘉島の両郷をもつて二郡をたてて、新しい行政区間としての「値嘉島」を設置するという内容である。この記事は、貞觀年間に頻発する新羅海賊との関連記事として言及がなされるが、ここで留意すべきは記事のなかに見える「大唐新羅人来者、本朝入唐使等、莫不経歴此島」という箇所である。史料によると、唐、新羅人の来着者及び入唐使等のなかでこの島を経歴しないものはいない。とあり、従来からこの場所に頻繁に漂着していたという事実がうかがえる。この記事自体は、貞觀年間の記事であるため、検討してきた時代に比べやや時代は下るが、当該箇所については、貞觀以前の事柄であると考えられる。史料のなかでは、時系列に関しての言及はなく、『日本三代実録』以前の史料では、漂着地に関して「大宰府管内」という表記が目立つという特徴があり、漂着場所の具体的特定には至らないという特徴がある。

しかしながら、この「大宰府管内」には肥前も含まれるとの指摘があり、『日本三代実録』貞觀十八年三月九日条の記事も手伝い、それ以前から恒常に漂着の多い地域であつたと考えられる（瓜生二〇一八）。注目すべきが、このような現象は、漂着等の偶発的な理由だけではなく能動的な理由にも所以があるのではないかという見解である。具体的には、肥前地域と新羅（朝鮮半島）との間には、

密接な関係があり、小近島を含む肥前地方沿岸部の海人たちは、縄文時代以来、朝鮮半島との交流に携わり、朝鮮半島との関係が悪化すると有明海沿岸の豪族は「有明ルート」を介し、朝鮮半島側との関係を密にする傾向があつたという見解である（瓜生二〇一八）。つまり、新羅との関係でもそれは例外ではなく、対羅関係が悪化すると新羅側に内應することが多いということである。具体的な例としては、藤原広嗣の乱における値嘉島の人々の反政府的行動が挙げられるが、これは『肥前国風土記』にみる土蜘蛛伝承（反政府分子）と関連する。『肥前国風土記』の土蜘蛛伝承に見られる土蜘蛛は松浦郡や彼杵郡をはじめとする「海人」を指していく、肥前の土蜘蛛と大隅・薩摩の隼人をつなぐ線は『風土記』には記されていないものの、小近島の神ノ崎遺跡で発掘された地下式板石積石室の分布（小値賀町教育委員会一九八四）により両者には接点があり、発掘報告結果より弥生時代から古墳時代にかけて小近島の海人は、南は薩摩、北は対馬、朝鮮半島と海路を通じて交流を行つたとする（瓜生二〇一八）。このような航路を背景に、肥前の勢力が朝鮮半島との間を媒介する個別のルートを所有していたとするならば、鞠智城との関連を考える際にも、肥前に位置すると考えられるこの勢力の存在は重要になる。これは、大宰府と鞠智城および九州南部勢力と関連して鞠智城を考える際無視できない存在である。

もちろん怡土城は、新羅征討計画を契機として築城されたと考えられるが、対外要因のみに対応するための設置場所ばかりとはいえない、対国内要因（対筑紫政策）、またはこの論を受け継ぐのならば、伝統的に「有明ルート」を有していた勢力も意識した位置関係での築城ということになる。つまり、怡土城は大宰府の西側を守る軍事

的要塞かつ肥前地域（小近島も含む）の不穏な動向を察知し、睨みをきかす絶好の軍事拠点であった（前原市教育委員会一〇〇六）といふこととなる。このような複合的な目的をもつ軍事拠点としての城の在り方は、八世紀中葉以降の鞠智城の山城経営の在り方と合致する側面があるのではなかろうか。これまで見てきたように、八世紀中葉以降、特に宝亀年間においては、七世紀末とは異なる新たな背景をもつて対外防衛意識が高まつた時期であったと考えなければならぬ。そのため鞠智城も対外防衛の側面においては、大宰府や怡土城の動きと連動しつつ防衛に備えていた可能性は否定できないと考える。もちろん、地理的背景や、七世紀末と九世紀に比べ対外防衛の濃淡はあると思われ緊急を要するものではなかつたように思われる。また、このような背景があることからも当該期の防衛意識の在り方は、ひとえに対外防衛だけを目的にしたものではなかつたと思われる。事実、中央の要請と周辺の社会権力構造に対応する形で鞠智城は機能変遷を行い維持してきた。しかしながら、八世紀の中葉以降ある一定の緊張関係が大宰府を筆頭に九州には存在していた点は考えなければならない。

四、おわりに—本稿のまとめと今後の課題と展望—

以上のように、鞠智城Ⅲ期及びⅣ期八世紀第4四半期に焦点をあて、鞠智城の長期経営意義と変遷、そして防衛意識について考察を加えてきた。管見のかぎり、直接鞠智城との対外防衛に関する史料はみえないものの、日本のおかれた国際状況により、防衛意識の高まりがみえる時期であり、鞠智城とも無関係ではないと結論付けた。ではこのような視座により、具体的にいかなる知見が得られるのか、

本稿の論点を以下に整理し結びとしたい。

一点目に、「北路禁断」にみる日本の対応は、大宰府において外國使節の管理を建前上であつたとしても一括しようと試みたとするならば、大宰府を含む九州の重要性は高まつたと考えられる。当初から鞠智城は防御も重視し、築城されているため、宝亀年間にみえるこのような大宰府での変化と関連して考察する必要があり、当時期に鞠智城においても対外意識の希薄化があつたとは考えにくい。

二点目に、新羅の国内混乱期と流來新羅人の時期は一致する。また鞠智城でも変遷を見せだす時期である。このような点を背景として考慮するなら、流來する新羅人の増加や使節団の増加で来航数の母数が増加したことは否定できないため、当該期日本は対外防衛という現実的な問題に直面していたといえる。

三点目に、警固令と新羅使節の来航状況は密接に連動するとの指摘は重要で、大宰府の四天王寺造営を東アジア的観点から考えるならば、新羅と同様に日本の場合も対自的性をもつていていたと把握できる。このような新羅と日本の四天王寺を背景とする護国信仰と防衛意識が背景にあるとすると、宝亀年間の大宰府でも鎮護国家を目的とした護国信仰による対外防衛の気運が高まつていたことは間違いない。

最後に、八世紀の防衛施設として怡土城の複合的な目的をもつ軍事拠点としての城の在り方が注目される。これは、八世紀中葉以降の鞠智城の山城経営の在り方と合致する側面があり、対外防衛の在り方として大宰府、怡土城も含めた周辺地域勢力とのかかわりの中で鞠智城の対外防衛の意味を考える必要がある。しかしながらこの点については、解明できていない部分が多い。今後、八世紀中葉以

降の九州所在の防衛施設と対外防衛意識の関連については、より相互的な検討が求められ、今後の課題としたい。

付記…本研究は、令和元年度（二〇一九年度）鞠智城跡「特別研究」の研究成果である。

註

- （一）現在報告されている時代区分に対しての時代ごとの特徴は、次の通りである。Ⅲ期・城の転換期にあたり管理棟的建物群はそのまま存続するものの、掘立柱の縦柱建物が礎石建物に建て替わる。施設の耐久性向上が図られるのが特徴である。その一方で、土器の出土が皆無に等しく最低限の人員が配置されるなど、城の管理・運営に変化が生じたのもこの時期である。Ⅳ期八世紀第4四半期・管理棟的建物群の消失、池機能の低下などが生じる一方、礎石建物が大型化するなど食糧の備蓄機能が高まる。土器の構成においても在地系の土師器が主体となる（矢野裕介 二〇一八「鞠智城の変遷に関する一考察」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会『大宰府の研究』高志書院、三八五頁）。
- （二）この時期の機能変化の背景については多く指摘がなされている。列島南部と律令体制との関係で強固な政策を放棄することで生じた変化がみえる（菊池達也 二〇一四「律令国家成立期における鞠智城―「繕治」と列島南部の関係を中心に―」『鞠智城と古代社会』二、熊本県教育委員会）との指摘が早くから示された。また、八世紀後半の鞠智城は、稲穀などの貯蔵・保管が主な機能となり、菊鹿盆地の高い生産力と広い平坦地という立地条件により物資を効率的に集積可能で、菊池郡の正倉に転用されたとのことである（能登原孝道

二〇一四「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」『鞠智城跡II 論考編1』熊本県教育委員会、五十嵐基善 二〇一五「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能』『鞠智城と古代社会』五、熊本県教育委員会）。本稿は、律令体制の動きと九州南部の関わりの中で当該期の鞠智城に変化が生じたという見解を否定するものではなく、それとは異なる角度である対外防衛と国際関係という側面に注目し、より重層的な視点で変遷の一端を探ることを目標に論考を進めることを試みるものである。

（三）一般的に、七世紀後半に對中國・朝鮮半島用防衛施設として築かれ、八世紀初め頃にはその機能を停止したことが明らかにされつつあるが、いまだ未解明な部分も多い（亀田修一 二〇一八「繕治された大野城・基肄城・鞠智城とその他の古代山城」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会『大宰府の研究』高志書院、二八三頁）。

（四）鞠智城は谷に堤防を設けた貯水池が確認されているが、古代山城を防衛用のものと考えれば、貯水池は必須の施設である（向井一雄 二〇一七『よみがえる古代山城 国際戦争と防衛ライン』歴史文化ライブラリー四四〇、吉川弘文館、二十七頁）。

（五）九世紀鞠智城と対外関係についての代表的な論考に（濱田耕策 二〇一〇「朝鮮古代史からみた鞠智城」笹山晴生監修『古代山城鞠智城を考える』二〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社・柿沼亮介 二〇一四「朝鮮式山城の外交・防衛上の比較研究からみた鞠智城』『鞠智城と古代社会』二、熊本県教育委員会）がある。（六）「北路」についての代表的な見解としては以下の四つが挙げられる。

①北陸道諸国を経由してから京に向かう経路（新妻利久 一九六九『渤海国史及び日本との国交史の研究』東京電機大学出版局、石井正敏二〇〇一、前掲本）②出羽国を含む北陸道以北の範囲（赤羽目二〇一五、前掲文）③日本列島の北である出羽及び北陸道の国々に至る航路（鄭二〇一五、前掲書）④沿海州から北海道西岸を経て小

鹿半島に至る北回り航路（浜田久美子 二〇一七「日本渤海関係史

—宝亀年間の北路来朝問題への展望」『前近代の日本と東アジア石

井正敏の歴史学』勉誠出版）。

（七） 惠恭王代の政治史については多くの研究がある。代表的なものとしては以下を参照されたい（井上秀雄一九七四『新羅史基礎研究』

東出版・李基白 一九七四『新羅政治社會史研究』一潮閣・李基東

一九八〇『新羅骨品社會와花郎徒』韓国研究院・金壽泰一九九六『新羅中代政治史研究』一潮閣・申澐植二〇〇四『統一新羅史研究』韓

国學術情報・신정훈 二〇一〇『8세기 신라의 정치와 왕권』（8世紀新羅の政治と王権）韓国學術情報・이영호二〇一四、前掲書・曹

凡煥二〇一四『신라 中代末 惠恭王의 婚姻을 통하여 본 政局의 변화』（新羅中代末惠恭王の婚姻を通してみる政局の変化）』『新羅文化』四三、東國大学校新羅文化研究所）。

（八）『三国史記』新羅本紀の史料によると、惠恭王四年（七六八）七月に大恭とその弟である大廉の兄弟が反乱を起こし、同王六年

（七七〇）八月には金融、同王十一年（七七五）六月には金隱居、同年八月には廉相・正門がそれぞれ反乱・謀叛を起こした。最終的に、同王十六年（七八〇）二月に起きた金志貞の乱とそれに伴う四月の乱により惠恭王代は幕を閉じる。

（九）『三国史記』惠恭王条で災異・怪異関係記事が頻発していることが確認でき、国内反乱の影響によって国内の混乱が想定される社会状況であったと考えられるとの指摘がある（이기봉 二〇一八「신라 혜공왕대의 薦舉와 灾異」『新羅文化』五一、一五四～一五五頁）。

（十）『統日本紀』天平四年（七三三）八月月丁亥条に「正三位藤原朝臣房前為東海東山道節度使。從三位多治比真人県守為土山陰道節度使。從三位藤原朝臣字合為西海道節度使。道別判官四人。主典四人。医師一人。陰陽師一人。」とある。しかしながら、【史料六】で言及されている天平四年当時の具体的な式の内容については、確認するこ

とはかなわない。

（十一）『統日本紀』天平六年（七三四）四月壬子条に「諸道節度使事既花。於是、令三國司主典已上掌知其事。」とある。

（十三）『統日本紀』宝亀五年二月壬申（三日）条「七日誦。經於天下諸國。」

攘疫氣也。」

（十四）新羅で『金光明經』が受容された起點としては、元曉の註釈書と四天王寺の建立と関連して七世紀中葉とみる説が一般的である（김상현一九七六「고려시대의 호국불교 연구 - 금광명경 신앙을 중심으로 - (高麗時代の護国仏教研究 - 金光明經信仰を中心として -)」

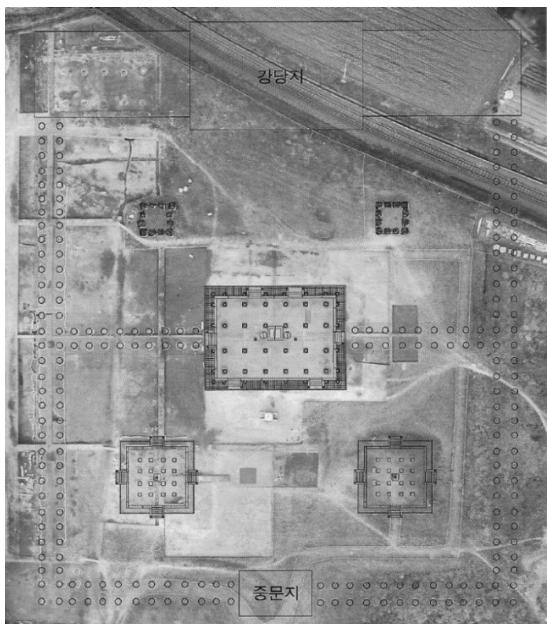
『단국대학교 대학원학술논총』（壇国大学校大学院学術論叢）一、十三頁）。

（十五）慶州狼山の南麓にあった寺で文武王十九年（六七九）、八月に創建された新羅の護国寺院であり、四天王寺成典を置いて管理した。双塔の存在が考えられ、金堂を中心にして東塔・西塔・重慶路・鐘楼がこれをめぐるような形態で配置をしていたと考えられている（김정기 一九八四「경주 사천왕사가람고 (慶州四天王寺伽藍考)」『윤무병박사회갑기념논총』（尹武炳博士回甲紀念論叢）尹武炳博士回甲紀念論叢刊行委員會・金相鉉一九九六「四天王寺의 創建과 意義 (四天王寺の創建と意義)」『신라문화제학술발표논문집』一七）。

（十六）四天王寺に関しては、二〇〇六年より国立慶州文化財研究所を就寝に本格的な調査が開始された。発掘調査は二〇一二年まで行われ、以後調査報告書が三次にわたり発行されている（국립경주문화재연 구소二〇一二『사천왕사 발굴조사보고서 (四天王寺発掘調査報告書) I』:二〇一三『사천왕사 발굴조사보고서 (四天王寺発掘調査報告書) II』:二〇一四『사천왕사 발굴조사보고서 (四天王寺発掘調査報告書) III』）。詳しくはこれらの報告書を参照されたいが、この調査により

伽藍内郭をめぐる回廊址、金堂の左右に繋がる翼廊址、石燈址の位置が確認され、また四天王寺の全体の伽藍配置の推定が可能となつた（양정석）一〇一六「新羅王京의 中代寺址에 대한 調査의 推移」

『先史と古代』四九、韓国古代学会。



＜図五＞四天王寺址の復元平面図

ら祈りの山に』

小値賀町教育委員会 一九八四『神ノ崎遺跡』小値賀町文化財調査報告書、

福岡県前原市教育委員会 二〇〇六『国指定史跡 怡土城』前原市文化財

第四集

福岡市教育委員会編 二〇〇六『周船寺遺跡 六』

福岡県前原市教育委員会 二〇〇六『国指定史跡 怡土城』前原市文化財

調査報告書、第九四集

（韓国語）

国立慶州文化財研究所・国立慶州博物館 二〇〇九『四天王寺』

国立慶州文化財研究所 二〇一二『사천왕사 발굴조사보고서』（四天王寺

発掘調査報告書）I』

国立慶州文化財研究所 二〇一三『사천왕사 발굴조사보고서』（四天王寺

発掘調査報告書）II』

国立慶州文化財研究所 二〇一四『사천왕사 발굴조사보고서』（四天王寺

発掘調査報告書）III』

△単行本△

（日本語）

浅香年木 一九七八『古代地域史の研究』法政大学出版局

石井正敏 二〇〇一『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館

井上秀雄 一九七四『新羅史基礎研究』東出版

鄭淳一 二〇一五『九世紀の来航新羅人と日本列島』勉誠出版

田中史生 一九九七『日本古代国家の民族支配と渡来人』校倉書房

新妻利久 一九六九『渤海国史及び日本との国交史の研究』東京電機大学

出版局

古畑徹 二〇一七『渤海国とは何か』歴史文化ライブラリー四五八、吉川

弘文館

△図録・報告書△

（日本語）

九州歴史資料館編 二〇一五『特別展 四王寺山の1350年—大野城か

- （韓国語）
 金壽泰 一九九六『新羅中代政治史研究』一潮閣
 李基東 一九八〇『新羅骨品社會와 花郎徒（新羅骨品社會と花郎徒）』
 韓國研究院
 李基曰 一九七四『新羅政治社會史研究』一潮閣
 李泳鎬 二〇一四『신라중대의 정치와 권력구조（新羅中代の政治と権力構造）』知識產業社
 申瀝植 二〇〇四『統一新羅史研究』韓國學術情報
 신정훈 二〇一〇『8세기 신라의 정치와 왕권（8世紀新羅の政治と王權）』韓國學術情報
 朴海鉉 二〇〇三『新羅中代政治史研究』國學資料院
 ▲論文▼
 （日本語）
 赤羽目匡由 二〇一五「渤海使の大宰府航路（朝鮮半島東岸航路）をめぐつて」『人文学報』五〇五、首都大学東京大学院人文科学研究科
 五十嵐基善 二〇一四「新羅征討計画における軍事力動員の特質」『駿台史学』一五二、明治大学史学地理学会
 五十嵐基善 二〇一五「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」『鞠智城と古代社会』五、熊本県教育委員会
 瓜生秀文 二〇一六「西海道における武具の生産・運用体制と鞠智城」『鞠智城と古代社会』四、熊本県教育委員会
 柿沼亮介 二〇一八「怡土城に関する諸問題 一怡土城築城担当者と「肥前守」について」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会
 亀田修一 二〇一八「繕治された大野城・基肄城・鞠智城とその他の古代城」『大宰府の研究』高志書院
 古畠徹 一九九四「渤海・日本間航路の諸問題」『古代文化』四六
- 山城「大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会『大宰府の研究』高志書院
 菊池達也 二〇一四「律令国家成立期における鞠智城——「繕治」と列島南部の関係を中心にして」『鞠智城と古代社会』二、熊本県教育委員会
 北啓太 一九八四「天平四年の節度使」『奈良平安時代史論集』上巻、吉川弘文館
 河内春人 一九九五「東アジアにおける安史の乱の影響と新羅征討計画」『日本歴史』五六一、吉川弘文館
 近藤浩一 二〇一七「八世紀（II期・III期）の鞠智城と肥後地域——新羅山城との比較検討から——」『鞠智城と古代社会』五、熊本県教育委員会
 佐藤信 二〇一四「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡II 論考編1』熊本県教育委員会
 下向井龍彦 一九九二「捕亡令「臨時発兵」規定について——国衛軍政の法的源泉——」『続日本紀研究』二七九、続日本紀研究会
 長洋一 一九八六「天平宝字五年の肥前国」『西南学院大学国際文化論集』第一卷二号、西南学院大学学術研究所
 中尾浩康 二〇一〇「天平期の節度使に関する一考察」『続日本紀研究』三八八、続日本紀研究会
 能登原孝道 二〇一四「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」『鞠智城跡II 論考編1』熊本県教育委員会
 浜田久美子 二〇一七「日本渤海関係史——宝龜年間の北路来朝問題への展望」『前近代の日本と東アジア石井正敏の歴史学』勉誠出版
 濱田耕策 二〇一〇「朝鮮古代史からみた鞠智城」『筑山晴生監修『古代山城 鞠智城を考える』二〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社

- 三上喜孝 二〇〇七「光仁・桓武朝の国土意識」『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、国立歴史民俗博物館
- 三上喜孝 二〇〇八「古代日本の境界意識と仏教信仰」『古代日本の異文化交流』勉誠出版
- 三上喜孝 二〇一七「古代日本の境界意識」『日本古代交流史入門』勉誠出版
- 矢野裕介 二〇一七「有明海沿岸における古代山城の年代論」『徹底追究！大宰府と古代山城の誕生－発表資料集』
- 矢野裕介 二〇一八「鞠智城の変遷に関する一考察」大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会『大宰府の研究』高志書院
- 山田隆文 二〇一八「古代山城の立地環境－百濟・新羅との比較を通して」『鞠智城と古代社会』六、熊本県教育委員会
- 山村信榮 一九九八「国境における古代山城と仏教」『都府楼』二五、古都大宰府を守る会
- 山村信榮 二〇〇五「大宰府における八・九世紀の変容（第三部 交通と周辺論）」『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、国立歴史民俗博物館
- （韓国語）
- 全徳在 一九九七「新羅中代對日外交의 推移와 眞骨貴族의 動向・聖德王(惠恭王)를 중심으로」（新羅中代對日外交の推移と眞骨貴族の動向－聖德王(惠恭王)を中心にして）『韓國史論』三七、ソウル大學校国史学科
- 김상현 一九七六「고려시대의 호국불교 연구－금광명경 신앙을 중심으로－（高麗時代の護国仏教研究－金光明經信仰を中心として－）」『단국대학교대학원학술논총』一
- 김선숙 二〇〇七「新羅惠恭王代(765~780)의 국내情勢와 对日外交(新羅惠恭王代(765~780)の国内情勢と対日外交)」『精神文化研究』三〇一四、韓国精神文化研究所

- 金相鉉 一九九六「四天王寺의 創建과 意義（四天王寺の創建と意義）」『신라문화제학술발표 논문집（新羅文化財学術発表論文集）』一七
- 김정기 一九八四「경주사천왕사가람고（慶州四天王寺伽藍考）」『운무병 박사회갑기념논총（尹武炳博士回甲紀念論叢）』尹武炳博士回甲紀念論叢刊行委員會
- 趙二玉 二〇一五「신라 경덕왕대 국내외정세에서 본 일본의 신라정토 계획」（新羅景德王代の国内外政情からみる日本の「新羅征討計画」）『新羅文化』四二、東國大学校新羅文化研究所
- 曹凡煥 二〇一四「신라 中代末 惠恭王의 婚姻을 통하여 본 政局의 变화（新羅中代末惠恭王の婚姻を通してみる政局の変化）」『新羅文化』四三、東國大学校新羅文化研究所
- 양정석 二〇一六「新羅 王京의 中代 寺址에 대한 調査의 推移（新羅王京の中代寺址に対する調査の推移）」『先史と古代』四九、韓国古代学会
- 이기봉 二〇一八「신라 혜공왕대의 薦舉와 災異（新羅惠恭王代の薦舉と災異）」『新羅文化』五一、東國大学校新羅文化研究所
- 李泳鎬 一九八三「新羅中代 王室寺院의 官寺的機能（新羅中代王室寺院の官寺的機能）」『韓國史研究』四三
- 임영애 二〇一一「석굴암 사천왕상 의 도상과 불교 경전」（石窟庵四天王像の途上と仏教經典）『강좌미술사（講座美術史）』三七、한국불교미술사학회（韓國仏教美術史学会）
- 尹善泰 二〇一五「新羅中代成典寺院과 密教·中代 國家儀禮의 視覺化와 관련하여（新羅中代成典寺院と密教）－中代國家儀礼の視覚化と関連して－」『先史と古代』四四、韓国古代学会
- 崔聖銀 二〇一二「통일신라 四天王寺 錫유소조신장상의 연구 성과와 향후 과제（統一新羅四天王寺の綠釉塑造神将像の研究成果と今後

の課題)」『新羅史学報』二六、新羅史学会

挿図表出典

図一…熊本県教育委員会「鞠智城——鞠智城の築城とその変遷——」パンフレット

図二…山村信榮 一九九八「国境における古代山城と仏教」『都府楼』二五

図三…崔聖銀二〇一二「統一新羅四天王寺の綠釉塑造神将像の研究成果と今後の課題」一六七頁より抜粋

図四…福岡市教育委員会編 二〇〇六『周船寺遺跡 六』より抜粋

図五…国立慶州文化財研究所・国立慶州博物館 二〇〇九『四天王寺』十八頁より抜粋

表一…筆者作成

